

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2018年01月

Contents

税務法規

▶ 企業所得税

▶ 「国外投資者が配当される利益をもって行う直接投資に係る源泉所得税の課税繰延政策の問題に関する通知」(財税[2017]88号) (“88号通達”)ほか

▶ 増値税

▶ 固定資産の賃借に係る仕入税額控除等の増値税政策に関する通知」(財税[2017]90号) (“90号通達”)ほか

▶ 環境保護税

▶ 「中華人民共和国環境保護税法实施条例」(國務院令 [2017]693号) (“693号令”)ほか

商務法規

▶ 「『銀行業預金類金融機関の非居住者に係る金融口座の税関連情報のデューデリジェンス細則』の公布に関する通知」(銀発[2017]278号) (“278号通達”)ほか

税関法規

▶ 「『中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法』の公布に関する令」(税関総署令 [2017]236号) (“236号令”)

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2018年01月の発行状況は以下の通りです。

▶ 2018年 01月05日	第2018001号
▶ 2018年 01月12日	第2018002号
▶ 2018年 01月19日	第2018003号
▶ 2018年 01月26日	第2018004号

Japan Business Servicesグループで、2018年01月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 企業所得税

- ▶ 「**国外投資者が配当される利益をもって行う直接投資に係る源泉所得税の課税繰延政策の問題に関する通知**」(財税[2017]88号) (“88号通達”)
- ▶ 「**国外投資者が配当される利益をもって行う直接投資に係る源泉所得税の課税繰延政策の実施問題に関する公告**」(国家税務総局公告[2018]3号) (“3号公告”)

概要

「外資誘致を促進するための若干の措置に関する通知」(国発[2017]39号) (“39号通達”)に従い、外資誘致を一層進め、国外投資者による対中投資の継続的な拡大を奨励するために、財政部、国家税務総局、国家発展及び改革委員会及び商務部は、2017年12月21日付で88号通達を公布した。当該通達に基づき、国外投資者が中国国内の居住者企業から配当される利益をもって奨励類プロジェクトへ直接投資を行う場合、源泉所得税の課税繰延政策を適用することができる。(39号通達については、「中国税務及び投資法規速報(日本語要約版)」2017年8月号を参照。)

国家税務総局はさらに、2018年1月2日付で、当該政策の実施に関する問題について規定した3号公告を公布した。88号通達及び3号公告は、2017年1月1日に遡及して適用される。

適用要件

上記の直接投資に係る源泉所得税の課税繰延政策の適用を受ける国外投資者は、次の要件を全て満たさなければならない。

1. 国外投資者が配当利益をもって行う直接投資(増資、新規設立、持分買収等の権益性投資行為を含む)であること
2. 国外投資者が配当を受ける利益の性質が、中国居住者企業ですでに実現した留保利益から形成される配当金等の権益性投資収益であること
3. 国外投資者が直接投資に用いる利益の関連金額が、利益配当企業の口座から投資先企業または持分の譲渡者の口座に直接送金されること¹
4. 投資先の中国国内企業が「外商投資産業指導目録」の奨励類または「中西部地区の外商投資優勢産業目録」の産業に属すること

上記4.の要件に関して、3号公告では、適格となる奨励類プロジェクトの経営活動の範囲は、奨励類プロジェクトと関連する、①製品生産或いはサービスの提供、②研究開発活動、③建設工事への投資或いは機器設備の購入、④その他の経営活動、のうちの一つまたは複数の経済活動であるとしている。

3号公告によれば、源泉所得税の課税繰延政策の適用を受ける国外投資者は利益配当企業の所轄税務機関に、直接投資が奨励類プロジェクトに属することを証明する資料を提出しなければならない。資料を提出する時点は、源泉所得税の課税繰延政策の適用を受けた直接投資を回収する前或いは当該投資を実際に回収し、繰延税額を追加納付する時点のいずれかを選ぶことができる。

届出の要求

国外投資者は、租税管理の要求に基づき、申告を行い、かつ、利益配当企業に対して、要件を満たすことを示す資料を提出しなければならない。利益配当企業は適切な審査を行い、規定に合致すると認めた場合は、源泉所得税を源泉徴収せず、所轄税務機関で届出手続を行う。

3号公告によれば、国外投資者は利益配当企業に源泉所得税の課税繰延政策の適用を求めるとき、規定に従って「非居住者企業の源泉所得税の課税繰延情報報告表」(“報告表”、3号公告の添付)に記入し、提出する。

国外投資者が課税繰延要件を満たす場合、利益配当企業は利益の実際支払日から7日以内に、利益配当企業が記入した「中華人民共和国企業所得税の源泉徴収報告表」、及び国外投資者が提出し、利益配当企業が補足記入した後の「報告表」を所轄税務機関に提出する。

中国税務機関は事後管理を行う中で、国外投資者が源泉所得税の課税繰延政策の適用要件を満たすか否かを評価、審査する権限を有する。本来は課税繰延政策の適用を受けられない国外投資者が当該政策の適用を受けた場合、利益配当企業と国外投資者はそれぞれ責任を負わなければならない。

追加納税

国外投資者が持分の譲渡、買戻、清算等の方式により、源泉所得税の課税繰延政策の適用を受けた直接投資を実際に回収した場合、関連の金額を実際に受け取った日から7日以内に、規定の手續に従い、税務機関で繰延税額を追加納付しなければならない。

3号公告に基づき、国外投資者が繰延税額を追加納付する際には、「中華人民共和国企業所得税の源泉徴収報告表」に記入し、利益配当企業の所轄税務機関に提出する。

なお、国外投資者が保有する同一の中国国内の居住者企業の投資に、課税繰延政策の適用を受けた投資と適用を受けていない投資があり、国外投資者が当該投資の一部を処分する場合、課税繰延政策の適用を受けた投資を先に処分したものとみなす。

また、国外投資者が規定に従って繰延税額を追加納付していない場合、利益配当企業の所管税務機関は国外投資者に対して税額納付遅延の責任を追及する。税額納付遅延の期間は、関連の金額を実際に受け取った後、8日目(当日を含む)から起算する。

税額の還付

国外投資者が2017年1月1日以降に受け取った配当金等の権益性投資収益は、規定の要件を満たすことを前提として、関連の税額を実際に納付した日から3年以内に課税繰延政策の適用及びすでに納付した税額の還付を申請することができる。

3号公告によれば、当該申請を行う際、国外投資者は利益配当企業の所轄税務機関に、「報告表」と関連の契約書、支払証憑、奨励類プロジェクトの活動と関連する資料、及び省税務機関が要求するその他の資料を提出しなければならない。

¹ 国外投資者が直接投資に用いる利益が、現物、有価証券等の現金以外の形式で支払われる場合、関連資産の所有権は利益配当企業から投資先企業または持分の譲渡者に直接移転するものとし、直接投資を行う前にその他の企業、個人が代わりに保有し、または一時的に保有してはならない。

88号通達の詳細については、「中国税務及び投資速報」(JBS Newsletter 2018年1月17日号)をご参照ください。次のサイトからご覧いただけます。

[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-jps-newsletter-17-jan-2018/\\$FILE/ey-jps-newsletter-17-jan-2018.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-jps-newsletter-17-jan-2018/$FILE/ey-jps-newsletter-17-jan-2018.pdf)

88号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://hd.chinatax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=10859394&flag=1>

88号通達に関する記者Q&Aの全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcejiedu/201712/t20171228_2789816.html

3号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3033019/content.html>

国家税務総局による3号公告に関する解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3032983/content.html>

「外商投資産業指導目録」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201706/t20170628_852857.html

「中西部地区の外商投資優先産業目録」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201702/W020170217583526540136.pdf>

▶ 「企業の国外所得に係る税額控除政策の整備に関する問題についての通知」(財税[2017]84号) (“84号通達”)

概要

「中華人民共和国企業所得税法」及び同実施条例、「企業の国外所得に係る税額控除に関する問題についての通知」(財税[2009]125号) (“125号通達”)の関連規定に基づき、財政部及び国家税務総局は2017年12月28日付で、企業の国外所得に係る税額控除政策の整備に関する84号通達を公布した。当該通達は2017年1月1日に遡及して適用される。

84号通達によれば、企業は控除限度額を国(地域)別に計算する方法と一括で計算する方法を選択適用することができ、一旦選択したら、5年間に変更することができない。

企業が過年度とは異なる方法を選択適用して控除可能な国外所得税税額及び控除限度額を計算する際、当該企業が過年度に125号通達に従い、控除し切れていない残額がある場合、税法の規定する繰越期限の残余期間内に、新しい方法で計算した控除限度額内で引き続き控除することができる。

また、84号通達では、間接控除の対象となる外国企業の範囲が5層まで拡大された(125号通達では、3層を超えないと規定されていた)。

「外資誘致を促進するための若干の措置に関する通知」(国発[2017]39号)では、中国居住者企業が適格の国外所得を国内に戻すことに対する租税支援政策を検討し、策定するとしていた。84号通達は当該租税支援政策の具体的内容を明らかにしたものである。

84号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://hd.chinatax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=10859401&flag=1>

125号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812166/n812602/c1086639/content.html>

▶ 『『中華人民共和国企業所得税年度納税申告表(A類、2017年版)』の公布に関する公告』(国家稅務總局公告[2017]54号) (“54号公告”)

概要

国家稅務總局は2017年11月29日付で、54号公告により、「中華人民共和国企業所得税年度納税申告表(A類、2017年版)」 (“2017年所得税申告表”) を公布した。これは、A類企業、即ち實際所得に基づいて企業所得税を申告する居住者企の納税者に適用されるものである。

国家稅務總局公告[2014]63号 (“63号公告”) により公布された「中華人民共和国企業所得税年度納税申告表(A類、2014年版)」 と比べ、「2017年所得税申告表」では、「固定資産加速減価償却、控除明細表」(A105081)、「資産損失(個別申告)税前控除及び納税調整明細表」(A105091)、「資源の総合利用による製品生産から取得した収入の優遇明細表」(A107012)、「金融、保険等の機構の取得する農業利息、保険料収入優遇明細表」(A107013)が廃止された。

また、寄付金支出の控除政策、研究開発費用の追加控除政策、ハイテク企業とソフトウェア、集積回路企業の優遇政策等の一連の租税政策を実行するために、それらに関連する各種フォームが調整された。

そのほか、税に関わる情報の重複申告を減少させるために、一部のフォーム(例えば、「企業基本情報表」(A000000)、「企業所得税一括納税分支機構所得税分配表」(A109010)等のデータ項目も調整された。

「2017年所得税申告表」は2017年度以降の年度の企業所得税の年度申告に適用される。納税者が過年度の納税関連事項を調整する場合、対応年度の企業所得税年度納税申告表に関連する規則に従って調整を行わなければならない。納税者は「2017年所得税申告表」における変更点及び地方所轄稅務機關が公布するさらなる情報に留意する必要がある。

54号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3029401/content.html>

国家稅務總局による54号公告に関する解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3029370/content.html>

63号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1311541/content.html>

2. 増値税

▶ 「固定資産の賃借に係る仕入税額控除等の増値税政策に関する通知」(財税[2017]90号) (“90号通達”)

概要

財政部及び国家稅務總局は2017年12月20日付で、増値税の関連政策に関する90号通達を公布した。

90号通達によれば、2018年以降、納税者が賃借した固定資産、不動産を、一般課税方式の適用される課税項目にも、簡易課税方式の適用される課税項目、増値税免除項目、集団福利或いは個人消費にも用いる場合、その仕入税額を全額、売上税額から控除することができる。

このほか、90号通達では、納税者が販売したチケットを顧客が期限までに使用しなかった場合の運輸チケットの収入、チケットの払戻し時に顧客から得る手数料等の収入に係る取扱い、アセットマネジメント商品のマネジャーがアセットマネジメント商品を運営する際に提供する貸付サービス、一部の金融商品の譲渡業務に係る売上高の確定、道路等の通行費に係る仕入税額控除の取扱い等についても規定している。

90号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201712/t20171225_2788186.html

▶ 「増値税一般納税者登記管理弁法」(国家稅務總局令[2017]43号) (“43号令”)

概要

国家稅務總局は2017年12月29日付で、43号令により、新たな「増値税一般納税者登記管理弁法」(“新管理弁法”)を公布した。「新管理弁法」は2018年2月1日から施行され、国家稅務總局令[2010]22号により發布された「増値税一般納税者登記管理弁法」(“2010年管理弁法”)は同時に廃止される。

「新管理弁法」に基づき、年間課税売上高が財政部、国家稅務總局の規定する小規模納税者の基準(“規定基準”)を超える場合、納税者は轄稅務機關で一般納税者登記を行わなければならない。「新管理弁法」では主に、年間課税売上高の定義が整備されたほか、一般納税者登記の手續の簡素化が図られた。

年間課税売上高の定義

年間課税売上高とは、納税者の連続する12ヶ月を超えないか、或いは4四半期の經營期間内における、増値税の課税対象となる累計売上高を指し、納税申告を行った売上高、調査で確認された売上高、納税評価で調整された売上高を含む。サービス、無形資産または不動産の販売(“課税行為”)について控除項目がある納税者は、課税行為に係る年間課税売上高を控除前の売上高によって計算する。納税者で偶然発生した無形資産の販売、不動産の譲渡の売上高は、課税行為に係る年間課税売上高に算入しない。

一般納税者登記の手續

「新管理弁法」に基づき、納税者は所轄稅務機關で「増値税一般納税者登記表」(「新管理弁法」の添付1)を記入し、かつ稅務登記証を提出すればよい。納税者の記入内容と稅務登記情報が一致する場合、所轄稅務機關はその場で登記する。「2010年管理弁法」で要求されていた、稅務機關による実地確認は行われなくなる。

納税者は年間課税売上高が規定基準を超える月(或いは四半期)の属する申告期間の終了後15日以内に、規定に従って関連の手續を行わなければならない。規定の期間内に手續を行わない場合、所轄稅務機關は規定の期間終了後5日以内に「稅務事項通知書」を作成し、5日以内に所轄稅務機關で関連の手續を行うよう納税者に告知する。

納税者が期限を過ぎてもなお手續を行わない場合、翌月から納税者が関連の手續を行うまで、売上高と増値税の稅率によって納税額を計算するものとし、仕入稅額を控除してはならない。

納税者は一般納税者の発効日を、登記を行った当月1日とするか或いは翌月1日とするかを、自ら選択することができる。

「新管理弁法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3022137/content.html>

国家稅務總局による「新管理弁法」に関する解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3021274/content.html>

「2010年管理弁法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/zzs/201104/t20110427_306087.html

▶ 「増値税納税申告の調整に関する事項についての公告」(国家稅務總局公告[2017] 53号) (“53号公告”)

概要

納税者の負担を軽減するため、国家稅務總局は2017年11月24日付で53号公告を公布した。53号公告によれば、当該公告の発効後、増値税納税者は以下のフォームに記入する必要がなくなる。53号公告は、2018年2月1日から施行される。

▶ 「營業税に代えて増値税を徴収する試験の全面的な実施後における増値税の納税申告に関する事項についての公告」(国家稅務總局公告[2016]13号) (“13号公告”)の添付1として公布された「固定資産(不動産を含まない)仕入稅額控除狀況表」

▶ 「増値税納税申告の調整に関する事項についての公告」(国家稅務總局公告[2016]27号) (“27号公告”)の添付1として公布された「当期仕入稅額控除構成明細表」

53号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3022087/content.html>

国家税務総局による53号公告に関する解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3021101/content.html>

13号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2060068/content.html>

27号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2125835/content.html>

3. 環境保護税

- ▶ 「中華人民共和国環境保護税法实施条例」(国务院令[2017]693号) (“693号令”)
- ▶ 「環境保護税収入の帰属問題に関する通知」(国発[2017]56号) (“56号通達”)

概要

中国で環境保護を進めることを目的として、2018年1月1日から施行された「中華人民共和国環境保護税法」(“環境保護税法”)によれば、中華人民共和国の領域及び中華人民共和国が管轄するその他の海域において、直接に環境に課税汚染物を排出する企業等は環境保護税の納税者となる。

「環境保護税法」は5章28条から成り、環境保護税の納税者及び課税対象、課税範囲及び課税標準、適用税額、租税優遇及び環境保護税の徴収管理等について規定している。

2017年12月25日付で国务院が693号令により公布した「中華人民共和国環境保護税法实施条例」(“实施条例”)は、課税対象、課税標準、租税優遇及び徴収管理に関して、より具体的に規定したものである。(「環境保護税法」については、「中国税務及び投資法規速報(日本語要約版)」2017年1月号を参照。)

国务院が2017年12月22日付で公布した56号通達によれば、環境保護税はその全額が地方の収入となる。

「環境保護税法」と「实施条例」の施行に伴い、「排出汚染費徴収使用管理条例」は廃止された。

「環境保護税法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-12/25/content_2004993.htm

「实施条例」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://hd.chinatax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=10859402&flag=1>

「实施条例」に関する記者Q&Aの全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcejiedu/201801/t20180104_2792432.htm

56号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-12/27/content_5250841.htm

「排出汚染費徴収使用管理条例」は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.ghb.gov.cn/doc/2015114/761226012.shtml>

4. その他

- ▶ 「重大な技術装備の輸入租税政策に係る目録の調整に関する通知」(財関税[2017]39号) (“39号通達”)

概要

2009年、財政部、国家発展及び改革委員会、国家税務総局、工業及び情報化部、税関総署、国家エネルギー局(“国家六部委”)は財関税[2009]55号(“55号通達”)を公布し、重大な技術装備の輸入租税政策に関する問題について明らかにした。55号通達に基づき、国家が発展を支援する重大な技術装備及び製品を生産するために必要とされる基幹部品と原材料を国内企業が輸入する場合、輸入関税と輸入増値税が免除される。

2017年12月22日付で国家六部委が公布した39号通達は、重大な技術装備の輸入に係る租税政策を調整するものである。

39号通達の規定によれば、2018年1月1日から、規定の要件を満たす国内企業が「国家が発展を支援する重大な技術装備及び製品目録(2017年改訂)」(39号通達により公布、以下の目録も同様)に列挙される装備或いは製品を生産するために、「重大な技術装備及び製品の輸入基幹部品、原材料商品目録(2017年改訂)」に列挙される商品を輸入する必要がある場合、関税と輸入増値税が免除される。

また、2018年1月1日以降に認可された、「輸入設備の租税政策の調整に関する通知」(国発[1997]37号) (“37号通達”)の関連規定に基づき、輸入租税優遇政策の適用を受けるプロジェクト及び企業は、「輸入免税不可の重大な技術装備及び製品目録(2017年改訂)」に列挙される自家用設備及び契約に従って上記の設備と併せて輸入する技術と部品を輸入する場合、一律に規定によって輸入税金を徴収される。

39号通達は今回の租税政策の調整に関連する経過措置についても規定している。

39号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201801/t20180105_2793555.html

55号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812166/n812617/c1087104/content.html>

37号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.xyxzspfw.gov.cn/fffg/3372.html>

商法法規

- ▶ 「『銀行業預金類金融機関の非居住者に係る金融口座の税関連情報のデューデリジェンス細則』の公布に関する通知」(銀発[2017]278号) (“278号通達”)

概要

2017年12月18日、国家税務総局、国家外貨管理局及び中国人民銀行は、278号通達により、「銀行業預金類金融機関の非居住者に係る金融口座の税関連情報のデューデリジェンス細則」 (“細則”)を公布した。これは、「非居住者に係る金融口座の税関連情報のデューデリジェンス管理弁法」(国家税務総局、財政部、中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国証券監督管理委員会、中国保険監督管理委員会公告 [2017]14号) (“管理弁法”)を徹底して実施するためのものである。(「管理弁法」については、「中国税務及び投資法規速報(日本語要約版)」2017年5月号を参照。)

「細則」によれば、銀行業預金類金融機関とは、中華人民共和国内で法により設立された商業銀行(外資独資銀行、中外合資銀行、外国銀行支店を含む)、中国郵政貯蓄銀行、都市信用合作社、農村信用合作社等の公衆の預金を吸収する金融機関、及び国家開発銀行、政策性銀行を指す。

「細則」では、各用語の基本的定義のほか、個人口座及び機関口座のデューデリジェンスに関する事項、その他のコンプライアンスの要求及び管理監督に関する事項について規定している。

「細則」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/127924/128038/128109/3452296/2017122914383673145.pdf>

「管理弁法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2623078/content.html>

- ▶ 「人民元クロスボーダー業務政策の一層の整備と貿易・投資の利便化の促進に関する通知」(銀発[2018]3号) (“3号通達”)

概要

「外資誘致を促進するための若干の措置に関する通知」(国発[2017]39号)を徹底的に実行するため、中国人民銀行は2018年1月5日付で、人民元クロスボーダー業務政策の一層の整備に関する3号通達を公布した。3号通達は公布日から施行された。

3号通達によれば、法に基づき外貨を使用して決済できるクロスボーダー取引を、企業は全て人民元を使用して決済することができる。

また、国外投資者が人民元で直接投資を行う際の便宜を図るために、3号通達では口座開設や資金使用に対する制限が緩和された。3号通達によれば、銀行は、“顧客を理解する”、“業務を理解する”、“デューデリジェンス”の原則を基礎として、企業の実際の必要に基づき、関連する業務を取り扱い、かつ国外投資者の人民元利益、配当金等の投資収益の法に基づいた自由な送金を保証する。

3号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/127924/128038/128109/3456714/index.html>

- ▶ 「『外国人材ビザ制度実施弁法』の公布に関する通知」(外專発[2017]218号) (“218号通達”)

概要

国家外国専門家局、外交部及び公安部が2017年11月28日付で公布した218号通達では、外国人が外国人材ビザ(Rビザ)を申請する際の条件及び手続等について規定している。これは、外国人材が中国で起業及び就労する際の便宜を図るものである。218号通達は公布日から施行された。

Rビザの発行対象

218号通達によれば、Rビザの発行対象は国家経済社会の発展に必要な外国のハイレベルな人材及び早急に必要とされる不足する人材、及び関連の要件を満たす科学家、科学技術リーダー人材、国際企業家、専門人材と高い技能を有する人材等である。

Rビザを申請する外国人は、「外国人の中国での業務分類基準(試行)」の中の外国ハイエンド人材(A類)の基準条件を満たさなければならない。外国ハイエンド人材の認定基準は経済社会の発展の必要及び人材資源の需給状況によって適時に調整される。

ビザの有効期限の緩和

これまで、中国で勤務する外国人は主に就労ビザを持ち、大部分の就労ビザの有効期限は1年或いは2年であった1。218号通達により、その期限が延長される。具体的には、条件を満たすRビザの申請者に対しては有効期限が5-10年で、複数回入国できる、毎回180日間滞在できるビザを発行できる2。また、当該人員の配偶者及び未成年子女に対しても、有効期限が同じで、複数回入国できる相応の種類ビザを発行できる。

サービスと効率の向上

218号通達に基づき、Rビザ及び外国人の就労許可はオンラインで申請できる。関連の政府機関は短期間内に、この申請に関する事項について確認或いは決定をしなければならない。具体的には次の通りである。

- ▶ 外国人が国外でRビザを申請する場合、その招聘者がオンラインで申請表と関連の証明を提出した後、省レベルの人民政府の外国人就労管理部門は5営業日以内に、当該外国人が外国ハイエンド人材の基準条件を満たすか否かを確認しなければならない。
- ▶ 条件を満たすRビザの申請者及びその配偶者と未成年子女は、特急でビザの申請手続を行うことができる。その場合、2営業日以内にビザを発給し、かつビザ費と特急費は徴収しない。
- ▶ Rビザを持つ外国人がオンラインで就労許可或いはその期限の延長、更新及び再交付を申請する場合、地方人民政府の外国人就労管理部門は3営業日以内に審査して決定しなければならない。

資料の出所:

<http://sydney.mofcom.gov.cn/article/dongtai/201708/20170802634125.shtml>

資料の出所:

http://www.gov.cn/guowuyuan/2018-01/04/content_5253131.htm

218号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.safea.gov.cn/content.shtml?id=12750108>

税関法規

- ▶ 『中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法』の公布に関する令(税関総署令[2017]236号) (“236号令”)

概要

貿易の安全性と利便性の向上を図るため、税関総署は2017年12月26日付で「中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法」(“事前裁定暫定弁法”)を公布した。「事前裁定暫定弁法」は2018年2月1日から施行された。

当該弁法では、企業が実際に貨物を輸出入する前に税関に対して事前裁定を申請することを認め、事前裁定が認められる範囲と申請手続等について規定している。

「事前裁定暫定弁法」の詳細については、EY China Indirect Tax Alert <<税関事前裁定管理暫定弁法の公布(税関総署令第236号)>>をご参照ください。次のサイトからご覧いただけます。

[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-china-indirect-tax-alert-20180122-jp/\\$FILE/EY-china-indirect-tax-alert-20180122-jp.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-china-indirect-tax-alert-20180122-jp/$FILE/EY-china-indirect-tax-alert-20180122-jp.pdf)

「事前裁定暫定弁法」の全文は次のサイトからご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302268/1038457/index.html>

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけると幸いです。

- ▶ **北京**
 - 大谷 光尋**
監査
+86 10 5815 4569
mitsuhiro.otani@cn.ey.com
 - 鍋島 正知**
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com
 - 上村 希世子**
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com
- ▶ **大連**
 - 中澤 直規**
監査
+86 411 8252 8999
naoki.nakazawa@cn.ey.com
- ▶ **上海**
 - 高橋 臣一**
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com
 - 八幡 正博**
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com
 - 鯉沼 里枝**
監査
+86 21 2228 3976
rie.koinuma@cn.ey.com
 - 星野 友子**
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com
 - 山村 亮**
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com
- 江海峰**
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com
- 石川 翔太**
金融
+86 21 2228 4006
shota-ishikawa@cn.ey.com
- 坂出 加奈**
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com
- 小島 圭介**
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com
- 丸山 直也**
法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com
- 久保田 順一**
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com
- ▶ **広州**
 - 長内 幸浩**
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com
 - 穴井 宏明**
監査
+86 20 2881 2888
hiroaki.anai@cn.ey.com
 - 石澤 晶宗**
税務
+86 20 2881 2712
masamune-ishizawa@cn.ey.com
- ▶ **深圳**
 - 小島 慎一**
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com
- ▶ **香港**
 - 重富 由香**
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com
 - 柿本 啓太**
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com
 - 田所 聡史**
監査
+852 2846 9623
satoshi.tadokoro@hk.ey.com
 - 吉田 薫**
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com
 - 稲葉 宏和**
金融
+852 2629 3046
hirokazu.inaba@hk.ey.com

▶ 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹

税務

hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケティング本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2018 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03006264

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

